

大阪府死因究明等推進計画 [仮称] の骨子 (事務局たたき案)

第1章 計画の基本的事項

○計画の趣旨、位置づけ

- ・ 政府が閣議決定した「死因究明等推進計画」では、国が策定したマニュアルを通じ、地方公共団体の死因究明等の施策に関する計画の策定を求め、地域の実情に応じた実効性のある施策の実施等を促している。
- ・ 本府では「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ (H30.2)」をもとに死因調査体制の整備に向けた取組を推進。
- ・ 今回、これまでの課題への対応に加え、大規模災害を想定した「身元確認」についても計画に反映し、関連施策の推進に取り組む。

○計画期間

- ・ 令和5年度から3年間

第2章 本府を取り巻く状況

第1節 大阪府における現状と課題

- ・ 府内死亡者数は、2040年にピークを迎え、異状死数も比例して増加見込。(2020年比約1.3倍の17,774件)
- ・ 府内の死因調査関係機関で解剖等に携わる人材に限られている(解剖医が各機関1~2名)ことや、警察医の高齢化の状況(約55%が60歳以上)が変わっていない。
- ・ 大阪市外の検案数は、監察医制度を有する大阪市内と比して約1.7倍。(2021年:市内5,133件、市外8,489件)
また、市外での死亡時画像診断の実施は限られている状況。(2021年:市内1,623件、市外67件)
- ・ 穏やかな看取りへの対応として「人生会議」の周知啓発を実施。
- ・ 監察医事務所のデータを活用し、熱中症予防や入浴死予防等について府民への周知。
- ・ 大阪府警と大阪府歯科医師会で歯牙鑑定による身元確認を実施。
- ・ 大規模災害発災時には多数の身元確認を行う必要がある。

死因調査等に関わる人材の確保や育成が急務

引き続き、市内と市外の均てん化に取り組む必要あり

遺族感情に十分配慮した府民啓発やデータ利活用の検討

大規模災害等に備えた身元確認体制整備について検討

第2節 大阪府死因調査等協議会意見取りまとめに基づく取組状況

- 府協議会意見取りまとめの考え方をもとに実施してきた取組内容を整理。

【検討課題】

- (1) 多死高齢化社会への対応
- (2) 府域全体の死因調査体制の再構築
- (3) 穏やかな看取りへの対応
- (4) 犯罪死の見逃し防止への対応

【取組の方向性】

- (1) 死因診断体制の整備
- (2) 適切な解剖体制の構築
- (3) 施設の連携・強化
- (4) その他留意すべき事項

【府の取組状況】

- 救急医・かかりつけ医向け研修、検案サポート医体制の検討 など
- 死亡時画像診断の導入、データの利活用 など
- 法医学教室等との連携検討、監察医事務所の設備等の対策 など
- 人生会議を中心とした府民啓発、ワーキング会議の開催 など

第3節 国推進計画に記載の死因究明等に講ずべき施策と本府の取組状況

- 国の「死因究明等推進計画」に記載されている「死因究明等に講ずべき施策」について府内のこれまでの取組状況を確認した上で、不足する取り組みを抽出。

これまでの取組状況は、現在、WGで整理中

第4節 検討が必要な課題

- (1) 死因究明に関する人材の確保と育成 [臨床医による死因診断レベルの向上等]
- (2) 大阪市内と大阪市以外の死因調査体制の均てん化 [市外でのさらなるCTの活用等]
- (3) 関連する必要な取り組み [死因究明制度に関する周知啓発、検案データの利活用]
- (4) 身元確認調査体制の共有化 [大規模災害時の連携強化等]

第3章 死因調査体制の整備に向けた方針と取組み (案)

- ・ 「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ (H30.2)」に基づく従来の基本方針及び3つの柱を軸として、新たな課題に対応する取組を追加。

今後、WGで検討の上、新たな課題に対応する取組を今後追加予定。

【基本方針】(案)

- 2040年の超高齢多死社会を見据え、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因調査体制等を府域全体で整備していく。
- なお、体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

死因診断体制の整備

- ・ かかりつけ医や救急医等の死因診断レベルの向上 (医師法の解釈も含む)
- ・ 法医の不足への対応
- ・ 警察医 (大阪市外) の高齢化、人材不足への対応
- ・ 検案技術の向上
- ・ 地域におけるセーフティネット

適切な解剖体制の構築

- ・ 解剖によらない手法 (死亡時画像診断) の導入と市外も含めた活用
- ・ 解剖が必要と判断した理由の明確化
- ・ 解剖に際しての遺族への配慮
- ・ 検案、解剖等で得られた貴重なデータの利活用

施設の連携・強化

- ・ 増加が見込まれる解剖への対応
- ・ 解剖協力施設の拡大・連携
- ・ 行政として府域全体の死因調査体制を総合調整
- ・ 監察医体制の維持・強化
- ・ 監察医事務所の老朽化対策

留意すべき事項 : 府民啓発、犯罪死の見逃し防止

第4章 推進体制等

- ・ 計画の推進体制: 大阪府死因調査等協議会を構成する関係者が連携のもと推進。
- ・ 進捗管理: 本計画に記載の取組内容や結果を毎年、協議会の場で報告。
- ・ その他: 本計画の計画期間は3年であるが、社会情勢等に応じ計画を柔軟に見直す。

○今後のスケジュール

- ・ 1月1日~1月 計画策定WGで引き続き検討 (具体的な取組内容等)
- ・ 2月 大阪府死因調査等協議会で計画 (仮称) 最終案の提示
- ・ 3月以降 公表